

消 防 計 画

第 1 章 総 則

第 1 節 目的及びその適用範囲等

(目的)

第 1 条

この計画は、消防法第 8 条第 1 項に基づき当施設における防火管理業務について必要な事項を定め火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

第 2 条

この計画は当施設に勤務又は利用する者及び出入する全ての者に適用する。

第 2 節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者)

第 3 条

- (1) 管理権原者は、当施設の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成(変更)する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

第 4 条

防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更に関すること。
- (2) 消火、通報、避難誘導及び各種訓練実施に関すること。
- (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設の自主検査の実施及び指導監督に関すること。
- (4) 消防用設備等の自主点検の実施及び監督に関すること。
- (5) 消防関係法令に係る法定点検の立会い
- (6) 収容人員の適正管理に関すること。
- (7) 非常口のマスターキーの管理に関すること。
- (8) 消防用設備等の設置位置及び避難経路を明示した「避難経路図」の作成

掲示に関すること。

(9) 自衛消防隊組織編成表の作成掲示に関すること。

(10) 防火及び火元責任者に対する指導監督に関すること。

(11) 消防機関等への報告、連絡に関すること。

ア 消防計画の提出（改正、変更等の都度）

イ 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査並びに従業員に対する教育、訓練時の指導員（消防職員）の要請

ウ その他法令に基づく報告、届出

(12) 火気使用場所等の指定又は制限に関すること。

（喫煙場所の指定並びに火気使用設備器具の使用場所、禁止の指定）

(13) 従業員、利用者等に対する防火管理上必要な助言及び報告。

(14) その他火気使用又は取扱に関する指導監督。

(15) 改装工事など工事中の防火・安全対策の樹立

(16) 放火防止対策の推進

(17) 従業員に対する防火・防災教育の実施

(18) 管理権原者への防火管理上必要な報告及び提案

(19) その他防火管理上必要と認める事項

第 2 章 予防管理対策

第 1 節 予防管理組織等

（予防管理組織）

第 5 条

予防管理組織は、火災予防のため組織と自主点検、検査を実施するとともに平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、その組織及び業務を別表（１）のとおりとする。

(1) 取扱責任者

ア 担当区域の係員に対する防火管理の指導を行うとともに防火管理者の補佐をする。

イ 取扱責任者は、防火管理者の指示を受け、その業務を遂行し、火災予防に努める。

（自主点検、検査）

第 5 条の 2

建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物設備、消防用設備等の自主点検を別記 1 に定める点検、検査表に基づき実施する。

第 5 条の 3

平素における外観的、機能的点検、検査は随時担当者が行う。

(法定点検)

第6条

防火管理者は、消防用設備等の点検結果を「消防用設備等点検結果報告書」により、別記2のとおり定期に所轄の消防署長に報告する。

(点検、検査結果の記録、報告等)

第6条の2

検査員は点検、検査の結果を防火管理者に、防火管理者は管理権原者に報告するとともに別記3「点検検査・訓練実施記録表」に記録し保存する。

第6条の3

防火管理者は点検、検査の結果に基づき不備、欠陥事項がある場合は、管理権原者に報告し速やかに改修しなければならない。

第2節 火災予防措置

(火災予防、避難管理上の遵守事項)

第7条

火災予防及び避難施設等の維持管理のため、全ての者は次の事項を遵守しなければならないとともに、その行為を行う者は防火管理者に事前に連絡し、火災予防上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、指定された場所以外で使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (4) 終業時には、必ずガスの元栓、コンセント等の確認をすること。
- (5) 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- (6) 廊下、階段、通路、避難に必要な出入口等に避難時、障害となる物品を放置しないこと。
- (7) 防火戸等の付近には、閉鎖障害となる物品を放置しないこと。
- (8) 各担当者は、担当区域の非常口等のマスターキーの管理及び確認をすること。
- (9) 当施設の改築、改修等の工事を行う者に対しても、事前に防火管理者に工事内容及び計画を提出させ、火災予防上必要な措置を講じさせ、これを遵守すること。
- (10) その他火災予防上必要な措置を講ずるとともに、火災予防の徹底を図ること。

第 3 章 自衛消防活動

第 1 節 自衛消防隊等

（自衛消防組織と任務）

第 8 条

当施設の自衛消防組織（以下「自衛消防組織」という。）は、その編成及び任務は別表（２）のとおりとする。（宿泊施設、有床の病院、老人ホーム等は夜間、休日の編成及び任務を定める。）

第 9 条

自衛消防隊長は自衛消防活動の一切の権限を有し、各担当者に対し指揮命令するとともに、その組織の機能が有効に発揮できるように努めなければならない。

第 10 条

各担当者は、担当区域の初動時における指揮統制を図るとともに、災害時の状況を自衛消防隊長に報告する。

第 11 条

自衛消防組織による訓練は年 ① 回以上実施するものとする。

第 2 節 休日、夜間における自衛消防活動

（休日、夜間の体制）

第 12 条

休日、夜間の防火管理体制・自衛消防組織については別に定める。

第 12 条の 2

休日、夜間における災害等の活動は人命安全を最優先とした活動を行うとともに勤務者全員で初動体制をなし、責任者は関係機関及び関係者に速やかに連絡する。

第 3 節 訓練・教育

第 12 条の 3

防火管理者は、従業員に対し消防計画を周知徹底するほか、防火管理上必要な教育を実施するとともに、自衛消防組織に係る各自の任務分担について周知させる。

第 4 章 震 災 対 策

(消防法施行規則第 3 条第 4 項関係)

第 1 節 震災予防措置

(震災予防措置)

第 13 条

地震災害の予防措置は地震時の被害を未然に防止するため第 2 章第 1 節第 5 条に定める点検、検査のほか、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付属する施設並びに外壁等の倒壊、転落落下等の防止措置。
- (2) 危険物施設、危険物品の転倒。落下及び漏洩、流出等による発火防止措置。
- (3) 火気使用設備器具等の転倒防止及び自動消火装置の作動状況の検査。

(地震予知対応策)

第 14 条

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたときの、情報収集、伝達は次により行う。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の情報の収集、受信の責任者を防火管理者と定め、その代理者を別に定める。
- (2) 防火管理者は、市町村等の広報、テレビ、ラジオの報道等により、警戒宣言の内容及び地震情報を知った時は、ただちに管理権原者に報告するとともに、当施設内の従業員にその事実を知らせる。
- (3) 防火管理者は当施設を利用する全ての者に対し、従業員が自衛消防組織の配置についた時点で、警戒宣言の内容及び情報を冷静に伝達するとともに、避難を呼びかける。

第 2 節 警戒宣言時の活動等

(警戒宣言時の活動)

第 15 条

前条の警戒宣言が発令された時は、自衛消防組織の任務等のほか、自衛消防隊長の指揮下において次の活動及び応急対策を行う。

- (1) 情報収集担当は、第 8 条に定める自衛消防隊長の指示を受け地震に関する情報の収集に努め、随時報告する。
- (2) 点検担当は、第 5 条に定める設備等を点検し、地震時に出火危険を伴う設備の使用の制限又は遮断等の安全な措置を講ずるとともに、初期消火の体制を構築する。
- (3) 避難誘導担当は、当施設屋内及び当施設屋外における従業員及び利用者の人数を把握し、避難に支障を生じないように避難路、避難口等を確保するとともに、当施設外への避難の指示、誘導を適切に行う。

(4) 救護担当は、負傷者等が発生した場合にその救護にあたるとともに、次の非常用備品を確保する。

ア、ラジオ

イ、懐中電灯等

ウ、救急医薬品

エ、飲料水・非常用食糧等

また、必要に応じ避難所等に避難した当施設利用者に対し、非常用備品（飲料水・食糧・毛布等）の供給に努める。

(5) 各担当は、それぞれの分掌業務の措置が完了したとき又は、業務を円滑に遂行できないときは、自衛消防隊長にその状況を報告し迅速な対応を図る。

(6) 就業中又は、営業時間外に警戒宣言が発令された場合は、防火管理者はただちに管理権原者に通報するとともに当施設内のガス設備、その他発震時に出火危険を伴う設備の遮断を確認し、消防用設備、非常用電源等の確認をする。

また、予め当施設に急行する保安要員を定めておく。

第 15 条の 2

防火管理者は、第 15 条による対策、措置が完了したときは、速やかに管理権原者に報告するものとする。

(避難)

第 16 条

当施設の指定避難場所は事前に定めておく。

第 16 条の 2

避難に際しては、避難誘導員等を適切に配置するとともに、安全確保を実施し、指定避難場所まで避難する。

第 3 節 防災教育及び訓練等

(教育、訓練)

第 17 条

防火管理者は従業員に対し、地震防災上必要な教育を行うとともに、公共機関等が実施する防災教育を受けさせる。

第 17 条の 2

防火管理者は当施設内で行う部分訓練及び総合訓練並びに市町村等が実施する防災訓練に積極的に従業員を参加させる。

付 則

第 1 条

その他の災害対策へ準用し、その対策並びに処置を講ずるものとする。

第 2 条

この消防計画は消防署提出日から適用する。

別表 (1) 第5条関係

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

[illegible]

点 検 検 査 基 準

1 自主検査

区 分	検 査 内 容		検 査 回 数	検 査 員
建築物等防火上の設備	一般的事項		随 時	⑤
	全般的事項		6 ヶ月 1 回以上	
整理整頓状況	一般的事項	屋内	毎日随時 1 回以上	⑥
		屋外		
たき火・喫煙管理状況	一般的事項	屋内	随時及び 終 業 時	⑦
		屋外		
火気使用設備	設備器具		終業時 1 回以上	⑧
	管理状況		毎週 1 回以上	
危 険 物 施 設	全般的事項		随 時	⑨
電 気 設 備	全般的事項		毎月 1 回以上	⑩
	絶縁抵抗測定		6 ヶ月 1 回以上	

1 一般的事項

設備の作動、操作時に障害を及ぼすおそれのある物品の排除と管理を常に行う事項。

2 全般的事項

一般的な検査を含めて、設備の機能等全般にわたって行う検査事項。

別記 2（第6条関係）

2 消防用設備等の点検

消防用設備等の種類		点検内容方法	点検期間	保守業者名
消火器具，屋内（外）消火栓 その他固定消火設備 消防用水，連結送水管 水系消火設備等		外観，機能点検	6 ヶ月	⑪
		総合点検	1 年	⑪
自動火災報知設備，非常 警報器具・設備，誘導灯 誘導標識，避難器具， その他電気系消防設備		外観，機能点検	6 ヶ月	⑪
		総合点検	1 年	⑪
非常 電源	専用受電設備	外観，機能点検	6 ヶ月	⑫
	蓄電池設備	総合点検	1 年	⑫
	自家発電設備	作動・外観・機能	6 ヶ月	⑫
		総合点検	1 年	⑫

- 1，外観点検 機器の適正配置、損傷等の有無、その他主として外観から判断できる事項の確認。
- 2，機能点検 機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項の確認。
- 3，作動点検 非常電源の正常な作動を確認する。
- 4，総合点検 設備の全部又は一部を作動させ又は使用して、総合的な機能を確認する。
- 5，点検員 消防用設備等については、特殊な技術と機器を使用するので消防設備士か消防設備点検資格者に点検させる。
(1000 m²以上は消防法規制がある)
- 6，報告 特定防火対象物は毎年所轄の消防署長に報告する。
非特定防火対象物は、3年に1回所轄の消防署長に報告する。

別記 3 (第6条の2関係)

点検検査・訓練実施記録

[illegible]

自衛消防組織編成表

自衛消防隊長〔 ⑬ 〕

	火災発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡担当 ⑭	(1) 119番に通報する。 (2) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。 	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 ⑮	(1) 消火器、その他の消火設備等を使用し初期消火する。 (2) 消火困難な場合は避難誘導にあたる。 	○ 点検担当とする。 (1) 施設の点検を行い、出火防止、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導担当 ⑯	(1) 安全な避難経路に、避難誘導する。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
救護担当 ⑰	負傷者が発生し場合の応急手当等 	火災発生時と同じ

【夜間・休日の場合】＊必要がある場合のみ記載する。⑱

自衛消防隊長 _____	連絡通報担当	_____
	初期消火担当	_____
	避難誘導担当	_____
	救護担当	_____

【消防計画書（一般）記入要領】

項目	記入内容
①	特定防火対象物＊１は消防法施行規則第３条第１０項にて年２回以上と定められているため２以上を記入。特定防火対象物以外が１以上を記入します。
②	防火管理者名を記入します。
③	火気取扱責任者名を記入します。防火管理者と同一でも結構です。
④	消防用設備等取扱責任者名を記入します。防火管理者と同一でも結構です。
⑤	建築物等防火上の設備（防火戸など）点検者名（事業所の方）を記入します。
⑥	整理整頓点検者名（事業所の方）を記入します。
⑦	たき火、喫煙管理者名（事業所の方）を記入します。
⑧	火気使用設備点検者名（事業所の方）を記入します。火気使用設備を有する施設に限る。
⑨	危険物施設点検者名（事業所の方）を記入します。危険物施設を有する施設に限る。
⑩	電気設備点検者名（事業所の方）を記入します。電気設備（発電設備、変電設備）を有する施設に限る。
⑪	消防用設備等の点検業者名を記入します。
⑫	消防用設備等の非常電源点検業者名を記入します。一般的には⑪と同一です。
⑬	自衛消防隊長名を記入します。⑬～⑱は同一名で複数兼任可であり、従業員の移動等が頻繁な事業所は役職名の記入も可能です。
⑭	119 番通報連絡担当者名を記入します。
⑮	初期消火担当者名を記入します。
⑯	避難誘導担当者名を記入します。
⑰	救護担当者名を記入します。
⑱	夜間、休日も施設内を利用する方が存する場合。 【例】宿泊施設、有床病院、有床診療所、特別養護老人ホームなど

＊１ 特定防火対象物とは次ページの消防法施行令第１（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項、（９）項イ、（１６）項イ又は（１６の２）項に掲げる防火対象物

消防法施行令別表第 1

項 別		防火対象物の用途等
1 項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場
	ロ	公会堂・集会場
2 項	イ	キャバレー・カフェ・ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場・ダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1 項イ・4 項・5 項イ及び 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則 5-1）で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
3 項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
4 項		百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場
5 項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅
6 項	イ	(1) 次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの（＊1）を除く。） (i) 診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名（＊2）をいう。(2) (i) において同じ。）を有すること。 (ii) 医療法 7 条 2 項 4 号に規定する療養病床又は同項 5 号に規定する一般病床を有すること。 (2) 次のいずれにも該当する診療所 (i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。 (ii) 4 人以上の患者を入院させるための施設を有すること。 (3) 病院（(1) に掲げるものを除く。）患者を入院させるための施設を有する診療所（(2) に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所 (4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所 ＊1 次のいずれにも該当する体制を有する病院 ① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が 26 床以下のときは 2、26 床を超えるときは 2 に 13 床までを増やすごとに 1 を加えた数を常時下回らない体制 ② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が 60 床以下のときは 2、60 床を超えるときは 2 に 60 床までを増すごとに 2 を加えた数を常時下回らない体制 ＊2 医療法施行令 3 条の 2 の診療科名のうち、次に掲げるもの以外のもの ① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科 ② ①に掲げる診療科名と医療法施行令 3 条の 2 第 1 項 1 号ハ(1) から (4) までに定める事項とを組み合わせた名称 ③ 歯科 ④ 歯科と医療法施行令 3 条の 2 第 1 項 2 号ロ (1) 及び (2) に定める事項とを組み合わせた名称
	ロ	(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令（規 5-3）で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法に規定する老人短期入所事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令（規 5-4）で定めるもの

		(2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設 (5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者又は障害児であつて、障害者支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令（規 5-5）で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入居させるものに限る。ハ（5）において「短期入所等施設」という。）
	ハ	(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ（1）に掲げるものを除く。）、老人福祉法に規定する老人デイサービス事業を行う施設、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ（1）に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規 5-6）で定めるもの (2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法に規定する一時預かり事業又は家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令（規 5-7）で定めるもの (4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。） (5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ（5）に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	二	幼稚園・特別支援学校
7 項		小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの
8 項		
9 項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
10 項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
11 項		神社・寺院・教会その他これらに類するもの
12 項	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
13 項	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
14 項		倉庫
15 項		前各号に該当しない事業場
16 項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が 1 項から 4 項まで、5 項イ、6 項又は 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
16 の 2 項		地下街
16 の 3 項		建築物の地階（16 の 2 項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1 項から 4 項まで、5 項イ、6 項又は 9 項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
17 項		文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物
18 項		苑長 50 メートル以上のアーケード
19 項		市町村長の指定する山林
20 項		総務省令で定める船車（規則 5-10）

【記入例】

消 防 計 画

第 1 章 総 則

第2節 目的及びその適用範囲等

(目的)

第1条

この計画は、消防法第8条第1項に基づき当施設における防火管理業務について必要な事項を定め火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

(計画の適用範囲)

第2条

この計画は当施設に勤務又は利用する者及び出入する全ての者に適用する。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者)

第3条

- (1) 管理権原者は、当施設の防火管理業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- (3) 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (4) 防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者)

第4条

防火管理者は、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成、検討及び変更に関すること。
- (2) 消火、通報、避難誘導及び各種訓練実施に関すること。
- (3) 建物、火気使用設備器具、危険物施設の自主検査の実施及び指導監督に関すること。
- (4) 消防用設備等の自主点検の実施及び監督に関すること。
- (5) 消防関係法令に係る法定点検の立会い
- (6) 収容人員の適正管理に関すること。
- (7) 非常口のマスターキーの管理に関すること。

- (8) 消防用設備等の設置位置及び避難経路を明示した「避難経路図」の作成掲示に関すること。
- (9) 自衛消防隊組織編成表の作成掲示に関すること。
- (10) 防火及び火元責任者に対する指導監督に関すること。
- (11) 消防機関等への報告、連絡に関すること。
 - ア 消防計画の提出（改正、変更等の都度）
 - イ 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査並びに従業員に対する教育、訓練時の指導員（消防職員）の要請
 - ウ その他法令に基づく報告、届出
- (12) 火気使用場所等の指定又は制限に関すること。
 - （喫煙場所の指定並びに火気使用設備器具の使用場所、禁止の指定）
- (13) 従業員、利用者等に対する防火管理上必要な助言及び報告。
- (14) その他火気使用又は取扱に関する指導監督。
- (15) 改装工事など工事中の防火・安全対策の樹立
- (16) 放火防止対策の推進
- (17) 従業員に対する防火・防災教育の実施
- (18) 管理権原者への防火管理上必要な報告及び提案
- (19) その他防火管理上必要と認める事項

第 2 章 予防管理対策

第 1 節 予防管理組織等

（予防管理組織）

第 5 条

予防管理組織は、火災予防のため組織と自主点検、検査を実施するとともに平素における火災予防及び地震時の出火防止を図るため、その組織及び業務を別表（１）のとおりとする。

（１） 取扱責任者

- ア 担当区域の係員に対する防火管理の指導を行うとともに防火管理者の補佐をする。
- イ 取扱責任者は、防火管理者の指示を受け、その業務を遂行し、火災予防に努める。

（自主点検、検査）

第 5 条の 2

建物、火気使用設備器具、電気設備、危険物設備、消防用設備等の自主点検を別記 1 に定める点検、検査表に基づき実施する。

第 5 条の 3

平素における外観的、機能的点検、検査は随時担当者が行う。

(法定点検)

第6条

防火管理者は、消防用設備等の点検結果を「消防用設備等点検結果報告書」により、別記2のとおり定期に所轄の消防署長に報告する。

(点検、検査結果の記録、報告等)

第6条の2

検査員は点検、検査の結果を防火管理者に、防火管理者は管理権原者に報告するとともに別記3「点検検査・訓練実施記録表」に記録し保存する。

第6条の3

防火管理者は点検、検査の結果に基づき不備、欠陥事項がある場合は、管理権原者に報告し速やかに改修しなければならない。

第2節 火災予防措置

(火災予防、避難管理上の遵守事項)

第7条

火災予防及び避難施設等の維持管理のため、全ての者は次の事項を遵守しなければならないとともに、その行為を行う者は防火管理者に事前に連絡し、火災予防上必要な指示を受けなければならない。

- (1) 火気使用設備器具は、指定された場所以外で使用しないこと。
- (2) 火気使用設備器具は使用する前後に点検を行い、安全を確認すること。
- (3) 火気使用設備器具の周囲は常に整理整頓しておくこと。
- (4) 終業時には、必ずガスの元栓、コンセント等の確認をすること。
- (5) 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- (6) 廊下、階段、通路、避難に必要な出入口等に避難時、障害となる物品を放置しないこと。
- (7) 防火戸等の付近には、閉鎖障害となる物品を放置しないこと。
- (8) 各担当者は、担当区域の非常口等のマスターキーの管理及び確認をすること。
- (9) 当施設の改築、改修等の工事を行う者に対しても、事前に防火管理者に工事内容及び計画を提出させ、火災予防上必要な措置を講じさせ、これを遵守すること。
- (10) その他火災予防上必要な措置を講ずるとともに、火災予防の徹底を図ること。

第 3 章 自衛消防活動

第 1 節 自衛消防隊等

(自衛消防組織と任務)

第 8 条

当施設の自衛消防組織（以下「自衛消防組織」という。）は、その編成及び任務は別表（２）のとおりとする。（宿泊施設、有床の病院、老人ホーム等は夜間、休日の編成及び任務を定める。）

第 9 条

自衛消防隊長は自衛消防活動の一切の権限を有し、各担当者に対し指揮命令するとともに、その組織の機能が有効に発揮できるように努めなければならない。

第 10 条

各担当者は、担当区域の初動時における指揮統制を図るとともに、災害時の状況を自衛消防隊長に報告する。

第 11 条

自衛消防組織による訓練は年 **2** 回以上実施するものとする。

第 2 節 休日、夜間における自衛消防活動

(休日、夜間の体制)

第 12 条

休日、夜間の防火管理体制・自衛消防組織については別に定める。

第 12 条の 2

休日、夜間における災害等の活動は人命安全を最優先とした活動を行うとともに勤務者全員で初動体制をなし、責任者は関係機関及び関係者に速やかに連絡する。

第 3 節 訓練・教育

第 12 条の 3

防火管理者は、従業員に対し消防計画を周知徹底するほか、防火管理上必要な教育を実施するとともに、自衛消防組織に係る各自の任務分担について周知させる。

第 4 章 震 災 対 策

(消防法施行規則第 3 条第 4 項関係)

第 1 節 震災予防措置

(震災予防措置)

第 13 条

地震災害の予防措置は地震時の被害を未然に防止するため第 2 章第 1 節第 5 条に定める点検、検査のほか、次の事項を行う。

- (1) 建物及び建物に付属する施設並びに外壁等の倒壊、転落落下等の防止措置。
- (2) 危険物施設、危険物品の転倒。落下及び漏洩、流出等による発火防止措置。
- (3) 火気使用設備器具等の転倒防止及び自動消火装置の作動状況の検査。

(地震予知対応策)

第 14 条

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発せられたときの、情報収集、伝達は次により行う。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の情報の収集、受信の責任者を防火管理者と定め、その代理者を別に定める。
- (2) 防火管理者は、市町村等の広報、テレビ、ラジオの報道等により、警戒宣言の内容及び地震情報を知った時は、ただちに管理権原者に報告するとともに、当施設内の従業員にその事実を知らせる。
- (3) 防火管理者は当施設を利用する全ての者に対し、従業員が自衛消防組織の配置についた時点で、警戒宣言の内容及び情報を冷静に伝達するとともに、避難を呼びかける。

第 2 節 警戒宣言時の活動等

(警戒宣言時の活動)

第 15 条

前条の警戒宣言が発令された時は、自衛消防組織の任務等のほか、自衛消防隊長の指揮下において次の活動及び応急対策を行う。

- (1) 情報収集担当は、第 8 条に定める自衛消防隊長の指示を受け地震に関する情報の収集に努め、随時報告する。
- (2) 点検担当は、第 5 条に定める設備等を点検し、地震時に出火危険を伴う設備の使用の制限又は遮断等の安全な措置を講ずるとともに、初期消火の体制を構築する。
- (3) 避難誘導担当は、当施設屋内及び当施設屋外における従業員及び利用者の人数を把握し、避難に支障を生じないように避難路、避難口等を確保するとともに、当施設外への避難の指示、誘導を適切に行う。

(4) 救護担当は、負傷者等が発生した場合にその救護にあたりとともに、次の非常用備品を確保する。

ア、ラジオ

イ、懐中電灯等

ウ、救急医薬品

エ、飲料水・非常用食糧等

また、必要に応じ避難所等に避難した当施設利用者に対し、非常用備品（飲料水・食糧・毛布等）の供給に努める。

(5) 各担当は、それぞれの分掌業務の措置が完了したとき又は、業務を円滑に遂行できないときは、自衛消防隊長にその状況を報告し迅速な対応を図る。

(6) 就業中又は、営業時間外に警戒宣言が発令された場合は、防火管理者はただちに管理権原者に通報するとともに当施設内のガス設備、その他発震時に出火危険を伴う設備の遮断を確認し、消防用設備、非常用電源等の確認をする。

また、予め当施設に急行する保安要員を定めておく。

第 15 条の 2

防火管理者は、第 15 条による対策、措置が完了したときは、速やかに管理権原者に報告するものとする。

(避難)

第 16 条

当施設の指定避難場所は事前に定めておく。

第 16 条の 2

避難に際しては、避難誘導員等を適切に配置するとともに、安全確保を実施し、指定避難場所まで避難する。

第 3 節 防災教育及び訓練等

(教育、訓練)

第 17 条

防火管理者は従業員に対し、地震防災上必要な教育を行うとともに、公共機関等が実施する防災教育を受けさせる。

第 17 条の 2

防火管理者は当施設内で行う部分訓練及び総合訓練並びに市町村等が実施する防災訓練に積極的に従業員を参加させる。

付 則

第 1 条

その他の災害対策へ準用し、その対策並びに処置を講ずるものとする。

第 2 条

この消防計画は消防署提出日から適用する。

別表 (1) 第5条関係

日常の火災予防の担当者と日常の注意事項

[illegible]

点 検 検 査 基 準

1 自主検査

区 分	検 査 内 容		検 査 回 数	検 査 員
建築物等防火上の設備	一般的事項		随 時	消防太郎
	全般的事項		6 ヶ月 1 回以上	
整理整頓状況	一般的事項	屋内	毎日随時 1 回以上	消防太郎
		屋外		
たき火・喫煙管理状況	一般的事項	屋内	随時及び 終 業 時	消防太郎
		屋外		
火気使用設備	設備器具		終業時 1 回以上	消防太郎
	管理状況		毎週 1 回以上	
危 険 物 施 設	全般的事項		随 時	消防太郎 (注)危険物施設を有する場合
電 気 設 備	全般的事項		毎月 1 回以上	消防太郎 (注)電気設備を有する場合
	絶縁抵抗測定		6 ヶ月 1 回以上	

1 一般的事項

設備の作動、操作時に障害を及ぼすおそれのある物品の排除と管理を常に行う事項。

2 全般的事項

一般的な検査を含めて、設備の機能等全般にわたって行う検査事項。

別記 2（第6条関係）

2 消防用設備等の点検

消防用設備等の種類		点検内容方法	点検期間	保守業者名
消火器具，屋内（外）消火栓 その他固定消火設備 消防用水，連結送水管 水系消火設備等		外観，機能点検	6 ヶ月	〇〇防災
		総合点検	1 年	〇〇防災
自動火災報知設備，非常 警報器具・設備，誘導灯 誘導標識，避難器具， その他電気系消防設備		外観，機能点検	6 ヶ月	〇〇防災
		総合点検	1 年	〇〇防災
非 常 電 源	専用受電設備	外観，機能点検	6 ヶ月	〇〇防災
	蓄電池設備	総合点検	1 年	〇〇防災
	自家発電設備	作動・外観・機能	6 ヶ月	〇〇防災
		総合点検	1 年	〇〇防災

- 1，外観点検 機器の適正配置、損傷等の有無、その他主として外観から判断できる事項の確認。
- 2，機能点検 機器の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項の確認。
- 3，作動点検 非常電源の正常な作動を確認する。
- 4，総合点検 設備の全部又は一部を作動させ又は使用して、総合的な機能を確認する。
- 5，点検員 消防用設備等については、特殊な技術と機器を使用するので消防設備士か消防設備点検資格者に点検させる。
(1000 m²以上は消防法規制がある)
- 6，報告 特定防火対象物は毎年所轄の消防署長に報告する。
非特定防火対象物は、3年に1回所轄の消防署長に報告する。

別記 3 (第6条の2関係)

点検検査・訓練実施記録

[illegible]

自衛消防組織編成表

自衛消防隊長〔 **消防太郎** 〕

	火災発生時の任務	警戒宣言が発せられた場合の任務
通報連絡担当 五湖二郎	(1) 119番に通報する。 (2) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。 	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 富士三郎	(1) 消火器、その他の消火設備等を使用し初期消火する。 (2) 消火困難な場合は避難誘導にあたる。 	○ 点検担当とする。 (1) 施設の点検を行い、出火防止、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。
避難誘導担当 富士三郎	(1) 安全な避難経路に、避難誘導する。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。 	○ 火災発生時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の伝達に伴い避難誘導を行う。
救護担当 五湖二郎	負傷者が発生し場合の応急手当等 	火災発生時と同じ

【夜間・休日の場合】＊必要がある場合のみ記載する。⑱

自衛消防隊長 〇〇 〇〇	連絡通報担当	〇〇〇〇
	初期消火担当	〇〇〇〇
	避難誘導担当	〇〇〇〇
	救護担当	〇〇〇〇

